

京都市教職員の給与に関する規則を公布する。

平成28年12月13日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第2号

京都市教職員の給与に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「教職員条例」という。）に定めるもののほか、教職員（教職員条例第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料表等)

第2条 教職員条例別表第1の備考に規定する職務の級が3級である者で別に定めるものは、園長、副校長又は教頭でその職務の級が3級である者とする。

2 教職員条例別表第1の備考括弧書きに規定する別に定めるものは、3級に昇格した日の前日においてその者が属していた職務の級が特2級であった者であって、その者の受ける3級の給料月額に7,500円を加算した額が同日において受けるべき特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額（以下この項において「基準額」という。）に達しないこととなるものとし、同備考括弧書きに規定する別に定める額は、基準額からその者の受ける3級の給料月額を減じて得た額とする。

3 教職員条例別表第2の備考に規定する職務の級が3級である者で別に定めるものは、副校長又は教頭で職務の級が3級である者とする。

4 教職員条例別表第2の備考括弧書きに規定する別に定めるものは、3級に昇格した日の前日においてその者が属していた職務の級が特2級であった者であって、その者の受ける3級の給料月額に7,700円を加算した額が同日において受けるべき特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額（以下この項において「基準額」という。）に達しないこととなるものとし、同備考括弧書きに規定する別に定める額は、基準額からその者の受ける3級の給料月額を減じて得た額とする。

(級別資格基準表)

第3条 教職員を教職員条例別表第4の級別基準職務表に基づいて区分された職務の級のいずれかに決定しようとする場合における基準は、級別資格基準表（別表第1。以下「資

格基準表」という。)に定めるとおりとする。

- 2 資格基準表の競争試験学歴免許等資格区分による区分は、教職員の有する最も新しい競争試験学歴免許等の資格に応じ、同表に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表(人事院規則9—8別表第3。以下「資格区分表」という。)の例によるものとする。ただし、教職員の有する最も新しい競争試験学歴免許等の資格以外の資格の区分によること

が、その教職員に有利である場合においては、その区分によることができるものとする。
(経験年数)

第4条 資格基準表を適用する場合における教育職員(教職員条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄(資格区分表に定めるところによる。)の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の教育職員として引き続き在職した年数(採用の日の前日までの間に経験年数換算表(別表第2。以下「換算表」という。)に掲げる経歴を有するものについては、当該経歴を同表に定めるところにより換算した年数(採用の日の前日までの間に、民間における企業体、団体等の職員としての在職期間又は学校若しくは学校に準じる教育機関における正規の在学期間(以下「民間企業等における在職期間等」という。)を有する者にあつては、別に定める年数)を加算した年数)から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が、資格区分表の「博士課程修了」、「修士課程修了」又は「専門職学位課程修了」の区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の「大学専攻科卒」の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数)とする。

基礎学歴	調整年数		
	大学卒	短大卒	高校卒
高校3卒	4年	2年	
高校2卒	5年	3年	1年

- 2 第6条の規定を適用する場合における教育職員の経験年数は、前項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数(換算表に掲げる経歴を有するものについては、当該経歴を同表に定めるところにより換算した年数(民間企業等における在職期間等を有する者にあつては、別に定める年数))から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表(別表第3)に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数

(その者の有する学歴免許等の資格が資格区分表の「大学専攻科卒」の区分に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数)とする。

- 3 事務職員の経験年数は、前条第2項に規定する競争試験学歴免許等の資格を取得した日以後の教職員として引き続き在職した年数とする。
- 4 事務職員(別に定めるものを除く。)で初任給基準表(別表第4)に定める基準年齢に達した日の翌日以後における最初の4月1日から採用の日の前日までの間に換算表に掲げる経歴を有するものについては、当該経歴を同表に定めるところにより換算した年数(その4月1日から採用の日の前日までの間に、民間企業等における在職期間等を有する者にあっては、別に定める年数)を前項に規定する教職員として引き続き在職した年数に加算する。
- 5 前各項の規定による年数の計算は、月を単位として行うものとする。この場合において、1の月に教職員として在職した期間とその他の期間があるとき、又は換算率の異なる2以上の期間があるときは、その月は、教職員にとって有利なほうの経歴の期間に係る月として取り扱うものとする。

(新任の場合の職務の級及び号給の決定基準)

第5条 新たに採用する教職員の職務の級及び号給の決定については、初任給基準表の定めるところによる。

- 2 初任給基準表の資格区分による区分は、別に定めるものを除き、資格区分表の例によるものとする。

第6条 新たに採用する教職員で採用前に換算表に掲げる経歴を有するものの職務の級は、経験年数及び同種の職務に従事する他の教職員との均衡を考慮して決定することができる。この場合において、その者の号給は、決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められているときは当該号給の号数に経験年数の月数を18月以内(教育職員にあっては、15月以内)で別に定める月数で除して得た数に4を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えた数を号数とする号給とし、決定された職務の級の号給が同表に定められていないときは別に定める号給とする。

第7条 新たに採用する教職員で教職員条例別表第3の給料表の適用を受けるもののうち、前2条の規定による号給が年齢別保障初任給表(別表第5。以下「保障初任給表」という。)に掲げる号給に達しないもの(職務の級が同表に定められている職務の級と同一であるものに限る。)については、同表に掲げる号給をその者の号給とする。

第8条 次に掲げる者から引き続いて教職員となった者で、前3条の規定によることが適当でないと認めるものについては、これらの規定にかかわらず、その者の職務の級及び号給を決定することができる。

- (1) 国家公務員
- (2) 教職員以外の地方公務員
- (3) 別に定める国立大学法人が設置する学校の教職員（別に定める者に限る。）
- (4) 前3号に掲げる者に準じる者

第9条 第5条から第7条までの規定にかかわらず、専門的知識、経験等を必要とする職務に従事する教職員として新たに採用する者については、同種の職務に従事する他の教職員との均衡を考慮し、その者の職務の級及び号給を決定することができる。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第10条 新たに教育職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

(再任用教職員に関する特例)

第11条 再任用教職員（教職員条例第4条第6項に規定する再任用教職員をいう。以下同じ。）のうち、再任用教職員となった日前の教職員として在職していた期間において競争試験の資格を有していた者に関する第3条から第6条までの規定の適用については、その者は、当該競争試験に相当する採用試験により採用された者とみなすことができるものとする。

(1週平均の正規の勤務時間数)

第12条 教職員条例第4条第5項及び第6項に規定する1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数とする。

- (1) 育児短時間勤務教職員（教職員条例第4条第5項に規定する育児短時間勤務教職員をいう。以下同じ。） 19時間25分から24時間35分までの範囲内で別に定める時間

(2) 再任用短時間勤務教職員（教職員条例第2条第1項に規定する再任用短時間勤務教職員をいう。以下同じ。） 15時間30分から31時間までの範囲内で別に定める時間

(3) 常勤の教職員 38時間45分

(昇格基準)

第13条 年2回、その定める期日に資格基準表に定める必要在級年数（勤務成績が特に優秀である教職員にあっては、その年数の8割に相当する年数）又は必要経験年数に達している教職員を、昇格（教職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させることができる。

2 教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために心身に著しい障害を生じた場合は、前項の規定にかかわらず、昇格させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員を昇任させた場合その他特に必要があると認める場合は、昇格の理由が生じた日に昇格させることができる。

(昇格等に伴う号給の決定)

第14条 教職員を昇格させる場合においてその教職員の号給は、昇格時号給対応表（別表第6）に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認められる場合は、別に定める基準に従い、その教職員の号給を決定することができる。

3 教育職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける第1項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(昇格の欠格基準)

第15条 昇格に関する欠格基準については、別に定める。

(降格に伴う職務の級及び号給の決定)

第16条 教職員を降格（教職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその教職員の職務の級及び号給は、別に定めるところにより決定するものとする。

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第17条 教職員が新たに教職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合又はこれに準じるものとして別に定め

る場合に該当するときは、その者の号給を別に定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(初任給基準を異にして異動した場合等の職務の級及び号給の決定)

第18条 教職員が給料表の適用を異にすることなく初任給基準を異にして異動した場合又は給料表の適用を異にして異動した場合においては、同種の職務に従事している他の教職員との均衡及びその教職員の従前の勤務成績を考慮して、その教職員の異動後の職務の級及び号給を決定するものとする。

(復職時等における号給の調整)

第19条 休職にされ、若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた教職員が復職し、教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)をした教職員が職務に復帰し、又は京都市教職員の勤務時間等に関する規則別表第4に掲げる事由(別に定めるものに限る。)により職務に専念する義務の免除を承認され、引き続き勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、他の教職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日又は同日後における最初の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(自己啓発等休業をした教職員の職務復帰後における号給の調整)

第20条 教職員条例第52条の規定による承認を受けて同条に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を同条に規定する大学等の課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、教職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又は同日後における最初の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(昇給日等)

第21条 教職員条例第5条において準用する京都市職員給与条例第4条第1項に規定する別に定める日は、第7項に定めるものを除き、毎年1月1日とする。

2 教職員条例第5条において準用する京都市職員給与条例第4条第1項に規定する別に定める場合は、別に定める教職員の昇給について人事評価の結果等を反映させる場合そ

の他別に定める場合とする。

3 教職員条例第5条において準用する京都市職員給与条例第4条第1項に規定する別に定める期間は、前項の場合に考慮する事項を勘案して、別に定める。

4 教職員の勤務成績に応じて決定される昇給の号給数は、当該教職員が次の各号に掲げる教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 教職員条例別表第1の給料表又は教職員条例別表第2の給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる号給数

ア 勤務成績が特に良好である教職員 3号給を超える号給数で別に定める号給数

イ 勤務成績が良好である教職員 3号給

ウ 勤務成績が良好であると認められない教職員 3号給に達しない号給数で別に定める号給数

(2) 前号に掲げる教職員以外の教職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる号給数

ア 勤務成績が特に良好である教職員 4号給を超える号給数で別に定める号給数

イ 勤務成績が良好である教職員 4号給

ウ 勤務成績が良好であると認められない教職員 4号給に達しない号給数で別に定める号給数

5 教職員条例第5条において準用する京都市職員給与条例第4条第3項の規定の適用を受ける教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」又は「3号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 前年の昇給日後に新たに教職員となった者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、別に定める。

7 勤務成績が良好である教職員が次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が特に必要と認める場合には、別に定めるところにより、昇給させることができる。

(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合

(2) その他別に定める場合

(給料の調整額)

第22条 教職員条例第6条の規定により給料月額調整を行う教職員は、次に掲げると

おりとする。

(1) 教職員条例別表第1の給料表の適用を受ける小学校又は中学校の教育職員であつて、学校教育法第81条に規定する特別支援学級又は学校教育法施行規則第140条に規定する特別の教育課程による教育を担当して、特別支援教育に直接従事することを本務とする教育職員

(2) 教職員条例別表第2の給料表の適用を受ける特別支援学校の教育職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の教職員との均衡上特に必要があると認められる教職員

2 前項第1号及び第2号に規定する教職員の給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7に掲げる調整基本額（その額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5に相当する額とする。）に、次の各号に掲げる調整数の区分に応じ、当該各号に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員にあつては、その額に第12条に規定する当該教職員の1週平均の正規の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる教育職員に係る調整数 1

(2) 前項第2号に掲げる教育職員に係る調整数 1

3 第1項第3号に規定する教職員の給料の調整額は、別に定める。この場合において、当該教職員の給料の調整額は、前項に規定する調整基本額の範囲内とする。

(給料等の支給)

第23条 給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、へき地手当（教職員条例第18条第1項に規定する手当を含む。以下この条において同じ。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当（第49条本文に規定する支給額に係るものに限る。以下この条において同じ。）、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の計算期間は、月の1日から末日までとし、その支給期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、支給期日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日を支給期日とする。

- (1) 給料，教職調整額，扶養手当，地域手当，初任給調整手当，へき地手当，義務教育等教員特別手当，定時制通信教育手当及び産業教育手当 月の21日
 - (2) 住居手当，単身赴任手当，時間外勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，夜間勤務手当，休日勤務手当及び管理職手当 翌月の21日
- 2 前項の規定にかかわらず，遠隔地に勤務する等特別の事情がある教職員について，支給期日に給与を支給し難い場合においては，その日後にこれを支給することができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず，特別の事情があるときは，給与の支給期日を繰り上げることができる。
 - 4 月の中途において，教職員が専従許可を受けた場合，停職等となった場合若しくは自己啓発等休業，地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業，大学院修学休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業（以下「自己啓発等休業等」という。）を承認された場合又は専従許可，停職等若しくは自己啓発等休業等の終了により職務に復した場合におけるその教職員のその月の給料の額は，日割りにより計算した額とする。
 - 5 第1項に規定する手当の支給については，次に定めるところによる。
 - (1) 教職調整額，扶養手当，地域手当，住居手当，初任給調整手当，単身赴任手当，へき地手当，管理職手当，義務教育等教員特別手当，定時制通信教育手当及び産業教育手当は，第1項から第3項までに定めるもののほか，給料の支給方法に準じて支給する。
 - (2) 教職員条例第7条において準用する京都市職員給与条例第5条ただし書の規定は，時間外勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，夜間勤務手当及び休日勤務手当の支給について準用する。

第24条 教職員条例第7条において準用する京都市職員給与条例第6条第1項に規定する昇給，降給等は，減給を含むものとする。

(扶養手当)

第25条 教職員の扶養手当については，京都市職員給与条例施行細則（以下「給与条例施行細則」という。）第15条の6及び第16条の規定を準用する。この場合において，同規則第15条の6第1項各号列記以外の部分中「庶務事務システム（電子計算機を利用して職員の勤務実績の報告，旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで，行財政局総務部総務事務センター長が管理するも

のをいう。以下同じ。)を使用して(消防職員にあつては、扶養親族届(第1号様式)により)、任命権者」とあるのは「教育長」と、同条第2項中「任命権者」とあるのは「教育長」と、「条例及びこの規則」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第10条において準用する京都市職員給与条例第7条及び第8条並びに京都市教職員の給与に関する規則第25条において準用する京都市職員給与条例施行細則第15条の6及び第16条」と、同条第3項各号列記以外の部分及び第5項中「任命権者」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第26条 教職員の地域手当については、給与条例施行細則第20条の9の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第11条において準用する京都市職員給与条例」と、「第24条の3本文」とあるのは「京都市教職員の給与に関する規則第49条本文」と読み替えるものとする。

(住居手当)

第27条 教職員の住居手当については、給与条例施行細則第20条の5から第20条の8までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条の5第1項 各号列記以外の部分	条例	京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第12条において準用する京都市職員給与条例
第20条の5第1項 第4号ア	条例	京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第10条において準用する京都市職員給与条例
第20条の5第2項 各号列記以外の部分	条例	京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第12条において準用する京都市職員給与条例

第20条の5第3項	条例第9条の3第1項第2号	京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例第12条において準用する京都市職員給与条例第9条の3第1項第2号
	条例第9条の2第1項又は第3項	京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例第15条において準用する京都市職員給与条例第9条の2第1項又は第3項
第20条の6	庶務事務システムを使用して（消防職員にあつては，住居届（第4号様式）により），任命権者	教育長
第20条の7	任命権者	教育長

（初任給調整手当）

第28条 初任給調整手当を支給されている教職員が異動をした場合には，異動後の職務が別に定める職務である場合を除き，当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

（通勤手当）

第29条 教職員の通勤手当については，給与条例施行細則第17条から第20条の2まで（第17条の2第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において，これらの規定（第19条の2第1項を除く。）中「条例」とあるのは「京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例第14条において準用する京都市職員給与条例」と，「任命権者」とあるのは「教育長」と読み替えるほか，次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表中欄に掲げる字句は，同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第17条第3項	この規則	京都市教職員の給与に関する規則第29条において準用する京都市職員給与条例施行細則
---------	------	--

第18条第1項各号列記以外の部分	ときは, 庶務事務システムを使用して(消防職員にあっては, 通勤届(第2号様式)により)	ときは,
第18条の2第1項	第14条第1項	京都市教職員の給与に関する規則第23条第1項
第18条の5第2項	法	地方公務員法
第19条の2第1項	条例第9条第2項各号列記以外の部分	京都市教職員の給与, 勤務時間等に関する条例第14条において準用する京都市職員給与条例第9条第2項各号列記以外の部分
	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員
	京都市職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する条例(以下「勤務時間条例」という。)	京都市教職員の給与, 勤務時間等に関する条例第42条において準用する京都市職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する条例
	条例第9条第2項第1号及び第3号	京都市教職員の給与, 勤務時間等に関する条例第14条において準用する京都市職員給与条例第9条第2項第1号及び第3号
	条例第9条第2項第2号	京都市教職員の給与, 勤務時間等に関する条例第14条において準用する京都市職員給与条例第9条第2項第2号
第19条の2第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員

(単身赴任手当)

第30条 教職員の単身赴任手当については、給与条例施行細則第20条の3（第1項第1号及び第2号を除く。）及び第20条の4の規定を準用する。この場合において、同規則第20条の3中「条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第15条において準用する京都市職員給与条例」と、同条第1項中「次に掲げる」とあるのは「当該異動の前後のいずれかの勤務公署が京都市市内出張等旅費支給規則第2条第3号に規定する区域内にある」と、同規則第20条の4第1項中「庶務事務システムを使用して（消防職員にあつては、単身赴任届（第3号様式）により）、任命権者」とあるのは「教育長」と、同条第2項及び第5項中「任命権者」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

（特異性手当）

第31条 教職員条例別表第5に掲げる特異性手当は、当該勤務に従事した実績に応じ別に定める額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、特異性手当に関する事項は別に定める。

（教員特殊業務手当）

第32条 教職員条例別表第5教員特殊業務手当の項に規定する別に定める業務は、次に掲げる業務（従事する時間が別に定める基準に満たないものを除く。）とする。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 別に定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は教職員条例第42条において準用する京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第4項に規定する休日等（以下「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準じる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アの業務 8,000円（別に定める場合にあつては、16,000円）

(2) 前項第1号イの業務 7,500円

(3) 前項第1号ウの業務 3,750円（別に定める場合にあつては、7,500円）

(4) 前項第2号及び第3号の業務 4,250円

(5) 前項第4号の業務 3,000円

（教育業務連絡指導手当）

第33条 教職員条例別表第5教育業務連絡指導手当の項に規定する教育委員会が定める職務は、別表第8のとおりとする。

（多学年学級担当手当）

第34条 教職員条例別表第5多学年学級担当手当の項に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級（以下「多学年学級」という。）における担当授業時間数（1週間につき従事する授業の時間数をいう。以下同じ。）がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(2) 多学年学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

2 教職員条例別表第5多学年学級担当手当の項に規定する別に定める額は、授業又は指導に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 350円

(2) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 290円

（兼務手当）

第35条 教職員条例別表第5に掲げる兼務手当の額は、別に定める。

（へき地手当）

第36条 教職員条例第17条第1項に規定するへき地学校は、別表第9のとおりとする。

2 へき地学校に準じる小学校又は中学校として教育委員会が指定する学校は、別表第10のとおりとする。

3 第1項に規定するへき地学校に勤務する教職員に支給するへき地手当の月額は、給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に、別表第9に掲げるへき地学校の級別区分に応じ、次表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

級別区分	支給割合
5 級	100分の25
4 級	100分の20
3 級	100分の16
2 級	100分の12
1 級	100分の8

(へき地手当に準じる手当)

第37条 教職員条例第18条第1項に規定する特別の地域に所在する学校として教育委員会が指定する学校（以下「特別地域の学校」という。）は、別表第11のとおりとする。

2 教職員条例第18条第1項の規定によるへき地手当に準じる手当の支給は、教職員が在勤地を異にする異動（採用及び京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したことを含む。以下同じ。）又は学校の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校に勤務させることが必要であると教育長が認めた者にあつては、6年）に達する日をもって終わる。ただし、当該教職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

(1) 教職員がへき地学校等（教職員条例第17条第1項に規定するへき地学校等をいう。以下同じ。）若しくは特別地域の学校以外の学校に異動した場合又は教職員の勤務する学校が移転等のため、へき地学校等若しくは特別地域の学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日

(2) 教職員が他のへき地学校等若しくは特別地域の学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って教職員が住居を移転した場合（当該学校が引き続きへき地学校等又は特別地域の学校に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日

3 教職員条例第18条第2項の規定によるへき地手当に準じる手当の月額、給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は1

00分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額とする。

第38条 教職員条例第18条第3項の規定によりへき地手当に準じる手当を支給される教職員は、新たにへき地学校等又は特別地域の学校に該当することとなった学校に勤務する教職員のうち、そのへき地学校等又は特別地域の学校に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した教職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。

2 前項の教職員に支給するへき地手当に準じる手当の支給期間及び額は、当該教職員の指定日に勤務する学校が同項に規定する異動の日前にへき地学校等又は特別地域の学校に該当しているものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

(1月平均の正規の勤務時間数)

第39条 教職員条例第19条において準用する京都市職員給与条例(以下「減額に係る準用給与条例」という。)第12条第1項本文及び教職員条例第32条において準用する京都市職員給与条例第19条に規定する1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数は、156時間とする。ただし、育児短時間勤務教職員又は再任短時間勤務教職員にあつては、当該時間数に第12条に規定する当該教職員の1週平均の正規の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数とする。

(勤務しないことについての承認の基準)

第40条 減額に係る準用給与条例第12条第1項ただし書の規定による承認は、教職員が年次休暇又は特別休暇を受けた場合及び職務に専念する義務を免除された場合(別に定める場合を除く。)に行う。ただし、京都市教職員の勤務時間等に関する規則別表第4(14)の項右欄ただし書により病気休務(同項に規定する病気休務をいう。以下同じ。)を承認された場合にあつては、京都市職員の分限に関する条例第2条第2号に掲げる事由に該当して休職された場合における当該休職された日前1月の期間の範囲内とする。

(給与の減額の特例)

第41条 教職員が、正規の勤務時間について勤務しない場合(減額に係る準用給与条例第12条第1項ただし書に規定する場合を除く。)における同条例第12条の2の規定による給与の減額の特例は、次に定めるところによる。ただし、第5号の規定は、再任用教職員には適用しない。

(1) 勤務しなかった時間(勤務を要しない時間及び減額に係る準用給与条例第12条第

1 項ただし書の規定による承認を受けた期間に係る時間を除く。以下同じ。) がその月の正規の勤務時間の全部にわたる場合は、給与の全額を支給しない。

(2) 引き続いた正規の勤務時間が4時間を超えない場合若しくはこれに準じるものと別に定める場合又は引き続いた正規の勤務時間が7時間45分を超える場合において、その正規の勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、別に定める基準に従い、給与を減額する。

(3) その月の正規の勤務時間が第39条に規定するその教職員の1月平均の正規の勤務時間数を超える場合において、勤務しなかった時間の時間数がその月の正規の勤務時間の時間数の2分の1以下であり、かつ、減額に係る準用給与条例第12条第1項又は前号の規定を適用したとした場合に減額することとなる額が給与月額額の2分の1に相当する額を超えるときは、給与月額額の2分の1に相当する額を減額する。

(4) その月の正規の勤務時間が第39条に規定するその教職員の1月平均の正規の勤務時間数を超える場合において、勤務しなかった時間の時間数がその月の正規の勤務時間の時間数の2分の1を超えるときは、アに掲げる額からイに掲げる額を差し引いた額を減額する。

ア 給与月額

イ 給与月額をその月の正規の勤務時間の時間数で除して得た額に、当該時間数から勤務しなかった時間の時間数を差し引いた時間数を乗じて得た額

(5) 病気休務の期間（減額に係る準用給与条例第12条第1項ただし書の規定による承認を受けた期間を除く。）については、同項又は前3号の規定を適用したとした場合に減額することとなる額の3分の1に相当する額を減額する。ただし、当該期間が月の正規の勤務時間の全部にわたる場合は、給与月額額の3分の1に相当する額を減額する。

2 地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業、同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けている教職員が正規の勤務時間（当該承認を受けている勤務時間を除く。この項において同じ。）について勤務しなかった場合において、当該承認を受けていない教職員が正規の勤務時間について勤務しなかった場合との均衡を考慮して必要があると認めるときは、別に定めるところにより給与を減額することができる。

(その月分の給与から減額することができない場合の減額の方法)

第42条 給与を減額すべき事由が生じた場合において、その月分の給与から減額することができないときは、翌月分以降の給与から差し引くことができる。

(時間外勤務手当の支給割合)

第43条 教職員の時間外勤務手当の支給割合については、給与条例施行細則第23条の5の規定を準用する。この場合において、同条中「条例」とあるのは、「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第20条において準用する京都市職員給与条例」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第44条 教職員の宿日直手当については、給与条例施行細則第23条の7（第1項第1号及び第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額」とあるのは、「4,400円」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当等の特例)

第45条 教職員の時間外勤務手当及び宿日直手当の特例については、給与条例施行細則第24条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	条例	京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第20条において準用する京都市職員給与条例
第2項	任命権者	教育長
第3項	前条第1項第2号	京都市教職員の給与に関する規則第45条において準用する京都市職員給与条例施行細則第23条の7第1項
	同号	同項
	同条第2項	京都市教職員の給与に関する規則第45条において準用する京都市職員給与条例施行細則第23条の7第2項
第4項	任命権者	教育長

(管理職員特別勤務手当)

第46条 教職員条例第22条において準用する京都市職員給与条例第16条の3第2項

第1号に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 別表第12に掲げる1種の区分に該当する教職員 8,000円
- (2) 別表第12に掲げる2種又は3種の区分に該当する教職員 6,000円
- (3) 別表第12に掲げる4種の区分に該当する教職員 4,000円

2 前項の規定にかかわらず、教職員条例第22条において準用する京都市職員給与条例第16条の3第1項第1号の規定による勤務のうち別に定める勤務については、前項第1号中「8,000円」とあるのは「4,000円」と、同項第2号中「6,000円」とあるのは「3,000円」と、同項第3号中「4,000円」とあるのは「2,000円」とする。

3 教職員条例第22条において準用する京都市職員給与条例第16条の3第2項第1号に規定する別に定める勤務は、勤務に従事する時間が7時間45分を超える場合の勤務とする。

4 教職員条例第22条において準用する京都市職員給与条例第16条の3第2項第2号に規定する別に定める額は、第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

5 前各項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の管理職員特別勤務手当の額については、別に定める。

(休日勤務手当)

第47条 教職員の休日勤務手当については、給与条例施行細則第23条の6の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第32条において準用する京都市職員給与条例」と、「任命権者」とあるのは「教育長」と、同条第2項中「条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第24条において準用する京都市職員給与条例」と、「勤務時間条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第42条において準用する京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条」と読み替えるものとする。

(管理職手当)

第48条 管理職手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。

- (1) 教職員条例別表第1の給料表の適用を受ける教職員のうち、その属する職務の級が

2級以上で特に必要と認めるもの

(2) 教職員条例別表第2の給料表の適用を受ける教職員のうち、その属する職務の級が2級以上で特に必要と認めるもの

(3) 教職員条例別表第3の給料表の適用を受ける教職員のうち、職務の級が5級の者

第49条 管理職手当の支給額は、別表第12に掲げる区分に応じ、同表に掲げる額（育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員にあつては、その額に第12条に規定する当該教職員の1週平均の正規の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額）とする。ただし、勤務の状況等に応じ、別に定める基準により加算することができる。

第50条 教職員が正規の勤務時間について勤務しない場合における管理職手当（前条本文に規定する支給額に係るものに限る。）の減額については、別に定めるものを除き、給与月額減額の例による。この場合において、病気休務の期間については、職務に専念する義務を免除されていないものとみなす。

第51条 第49条ただし書の規定により加算される管理職手当の支給方法については、別に定める。

（休日勤務手当）

第52条 教職員の休日勤務手当については、給与条例施行細則第23条の6の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第32条において準用する京都市職員給与条例」と、「任命権者」とあるのは「教育長」と、同条第2項中「条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第24条において準用する京都市職員給与条例」と、「勤務時間条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第42条において準用する京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条」と読み替えるものとする。

（期末手当及び勤勉手当）

第53条 教職員の期末手当及び勤勉手当については、給与条例施行細則第25条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第
--	--	------------------------

第2項	条例第17条第1項後段及び第18条第1項後段	26条において準用する京都市職員給与条例第17条第1項後段及び京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第27条において準用する京都市職員給与条例第18条第1項後段
第3項及び第4項	条例	京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第27条において準用する京都市職員給与条例
第5項	任命権者	教育長
第6項	条例第17条の3第4項（条例	京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第26条において準用する京都市職員給与条例第17条の3第4項（京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第27条において準用する京都市職員給与条例
	任命権者	教育長

2 前項に規定するもののほか、教職員給与条例第26条において準用する京都市職員給与条例第17条第1項の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定する基準日に在職する教職員（教職員給与条例第26条において準用する京都市職員給与条例第17条の2各号のいずれかに該当する教職員を除く。）とする。

3 教職員条例第45条において準用する京都市職員の育児休業等に関する条例第9条第1項に規定する別に定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 非常勤教職員（育児休業法に規定する非常勤職員である教職員をいう。）、臨時的に任用される教職員又は教職員条例第45条において準用する京都市職員の育児休業等に関する条例第2条第1号に掲げる教職員として在職した期間
- (3) 停職されている教職員又は専従許可を受けている教職員として在職した期間
- (4) 休職していた期間（京都市職員の分限に関する条例第2条第5号に規定する庁務の都合により特に必要がある場合に該当して休職していた期間を除く。）

4 第1項及び第2項の規定は、教職員の勤勉手当について準用する。

（義務教育等教員特別手当）

第54条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当

該各号に掲げる額（育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員にあつては、その額に第12条に規定する当該教職員の1週平均の正規の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額）とする。

(1) 教職員条例第28条第1項に規定する教育職員で教職員条例別表第1の給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（再任用教職員にあつてはその者の属する職務の級。以下同じ。）に対応する別表第13に掲げる額

(2) 教職員条例第28条第1項に規定する教育職員で教職員条例別表第2の給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第14に掲げる額

2 教職員条例第28条第3項に規定する幼稚園，高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員には，義務教育等教員特別手当を支給する。

3 前項により支給する義務教育等教員特別手当の月額は，次の各号に掲げる教職員の区分に応じ，当該各号に掲げる額（育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員にあつては，その額に第12条に規定する当該教職員の1週平均の正規の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額）とする。

(1) 幼稚園に勤務する教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第15に掲げる額

(2) 高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員（次号及び第4号に掲げる者を除く。） その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第14に掲げる額

(3) 教職員条例第29条の規定による定時制通信教育手当（以下「定時制通信教育手当」という。）を支給される教育職員で，定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）又は通信教育に従事するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第14に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては，同表に掲げる額）

(4) 定時制通信教育手当を支給される教育職員で，前号に掲げる教育職員以外のもの又は教職員条例第30条の規定による産業教育手当を支給されるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第14に掲げる額に4分の2を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては，同表に掲げる額）

(定時制通信教育手当)

第55条 教職員条例第29条第1項第2号に規定する別に定めるものは、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令に規定する実習助手とする。

2 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。

(1) 出張中の場合

(2) 研修中の場合

(3) 勤務しなかった場合。ただし、教職員条例第33条第1項第1号の規定の適用を受ける場合及び京都市教職員の勤務時間等に関する規則別表第4(14)の項右欄ただし書により病気休務を承認された場合を除く。

(産業教育手当)

第56条 教職員条例第30条第1項第1号に規定する別に定めるものは、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第3条第1号に規定する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 実習を伴う工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の授業及び実習を担当する時間数の2分の1に満たない者

(2) 実習を伴う工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に付随する勤務に従事する時間数との合計時間数がその者の勤務時間数の2分の1に満たない者

2 教職員条例第30条第1項第2号に規定する別に定めるものは、産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令に規定する者で、実習を伴う工業に関する科目について教諭の職務を助けて行う次に掲げる職務に従事する合計時間数がその者の勤務時間数の2分の1以上のものとする。

(1) 実習の指導並びにこれに直接必要な準備及び整理

(2) 実習の指導計画の作成及び実習成績の評価

3 前条第2項の規定は、産業教育手当の支給について準用する。

(特定の教職員についての適用除外)

第57条 教職員条例第31条第2項に規定する別に定めるものは、第48条に規定する管理職手当の支給を受ける教職員とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第58条 教職員の勤務1時間当たりの給与額については、給与条例施行細則第26条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第32条において準用する京都市職員給与条例第」と、同条第2項中「条例第19条」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第32条において準用する京都市職員給与条例第19条」と「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「法」とあるのは「地方公務員法」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第59条 教職員条例第33条第1項各号列記以外の部分に規定する別に定める教職員は、再任用教職員とする。

(端数計算)

第60条 教職員条例及びこの規則に定めるところにより、給与の支給額又は給与を減額すべき額を計算する場合において、その支給額の計算の基礎となる1日当たり又は1時間当たりの給与の額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。

2 次に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 教職員条例第4条第5項及び第6項の規定による育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員の給料月額（同条第8項に規定する教職調整額を含む。）、第22条第2項の規定による給料の調整額、第29条において準用する京都市職員給与条例施行細則第19条の2第1項の規定による育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員の通勤手当の額、第49条本文の規定による育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員の管理職手当の支給額並びに第54条第1項及び第3項の規定による育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員の義務教育等教員特別手当の月額
- (2) 教職員条例第11条において準用する京都市職員給与条例第10条、教職員条例第26条において準用する京都市職員給与条例第17条第4項及び第5項並びに教職員条例第32条において準用する京都市職員給与条例第19条の規定による地域手当の月額
- (3) 教職員条例第26条において準用する京都市職員給与条例第17条第2項及び教職員条例第27条において準用する京都市職員条例第18条第2項各号の規定による算

定基礎額

(4) 第22条第2項の規定による調整基本額及び調整額

(5) 第36条の規定によるへき地手当の月額又は第37条第2項の規定によるへき地手当に準じる手当の月額

3 教職員条例第33条第3号及び第4号の規定による休職中の教職員の給料, 扶養手当, これらに対する地域手当及び住居手当に1円未満の端数があるときは, それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

4 第2条第2項又は第4項の規定による教職員条例別表第1備考及び教職員条例別表第2備考に規定する別に定める額に100円未満の端数があるときは, これを切り上げる。

5 教職員条例及びこの規則に定めるところにより, 給与の支給額を計算し, 又は給与を減額する場合において, これらの計算の基礎となる時間数に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て, 30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間として計算する。

6 第39条ただし書の規定による育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員の1月平均の正規の勤務時間数に1時間未満の端数があるときは, これを切り捨てる。

(臨時的任用教職員の取扱い)

第61条 臨時的に任用された教職員の給与の支給については, 条例又は他の規則に定めるもののほか, 臨時的に任用された教職員以外の教職員の例に準じて支給する。

(給与の計算に必要な事項の通知)

第62条 校長(園長を含む。)及び京都府教職員互助組合その他給与からの控除金を受領すべき団体は, 給与の計算に必要な事項が生じたとき, 又は当該事項に変動があったときは, 速やかにその旨を教育委員会事務局総務部学校事務支援室長(以下「学校事務支援室長」という。)に申し出なければならない。

(領収書への押印)

第63条 教職員は, 給与の支給を受けたときは, 口座振替以外の方法により支払を受けた金額に係る領収書に押印しなければならない。

(口座振替の申出等)

第64条 教職員条例第36条に規定する申出は, 教育長に対して行うものとする。申出を変更し, 又は取り消す場合についても, 同様とする。

2 前項及び次条に規定するもののほか, 給与の口座振替について必要な事項は, 別に定

める。

(扶養手当等に関する手続)

第65条 扶養手当，住居手当，通勤手当及び単身赴任手当に係る届出並びに給与の口座振替に関する申出は，別に定めるものを除き，教職員庶務事務システム（電子計算機を利用して教職員の勤務実績の報告，旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで，学校事務支援室長が管理するものをいう。）を使用して行わなければならない。

(補則)

第66条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は，教育長が定める。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表級別資格基準表

競争試験学歴免許等資格区分		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級及び4級	
校長	大学卒		0	7	7	別に定める。
	短大卒		0	10	10	別に定める。
園長，副校長，教頭	大学卒		0	7	7	別に定める。
	短大卒		0	10	10	別に定める。
主幹教諭，指導教諭	大学卒		0	7	7	
	短大卒		0	10	10	
教諭，養護教諭，栄養教諭及び講師（任用期限を付さない講師に限る。）	大学卒		0			
	短大卒	0	2.6			
助教諭，養護助教諭及び講師（任用期限を付さない講師を除く。）	大学卒	0		別に定める。		
	短大卒	0		別に定める。		
その他の教職員	大学卒	別に定める。				
	短大卒	別に定める。				

備考1 この表は，競争試験学歴免許等資格区分に応じて適用する。この場合において，競争試験学歴免許等資格区分に対応する職務の級の欄に掲げる上段の数字は当該職務の級に教職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数（以下「必要在級年数」という。）を，下段の数字は当該職務の級に教職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数（以下「必要経験年数」という。）を示す。ただし，必要在級年数及び必要経験年数の小数点以下の数字は，月数を示す。

- 2 退職後引き続いて再任用教職員となった者の在級年数については，職務の級ごとに，再任用教職員となった日前の教職員として在職していた期間における在級年数をその者の在級年数に通算することができるものとする。
- 3 職務の内容と直接関連のない学歴については，これを認めないことができる。

2 高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表級別資格基準表

競争試験学歴免許等資格区分		職務の級				
		1 級	2 級	特2級	3級及び4級	
校 長	大学卒		0	7	7	別に定める。
	短大卒		0	10	10	別に定める。
副 校 長 , 教 頭	大学卒		0	7	7	別に定める。
	短大卒		0	10	10	別に定める。
主幹教諭, 指導教諭	大学卒		0	7	7	
	短大卒		0	10	10	
教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び講師 (任用期限を付さない講師に限る。)	大学卒		0			
	短大卒	0	2.6			
助教諭, 養護助教諭, 講師 (任用期限を付さない講師を除く。) 及び実習助手	大学卒	0		別に定める。		
	短大卒	0		別に定める。		
その他の教職員	大学卒	別に定める。				
	短大卒	別に定める。				

備考 1の表の備考の規定は、本表の適用について準用する。

3 学校事務職員給料表級別資格基準表

競争試験学歴免許等資格区分		職務の級			
		1 級	2 級	3級から5級まで	
大 学 卒	0		6.9	6.9	別に定める。
短 大 卒	0		8.9	8.9	別に定める。
高 校 卒	0		10.9	10.9	別に定める。

備考 1の表の備考の規定は、本表の適用について準用する。

別表第2（第4条関係）

経 験 年 数 換 算 表

経 歴 の 種 類	教職員の職務との関係	換 算 率	備 考
国家公務員 地方公務員 旧公共企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員	として の在職 期間 職務の種類を問わない。	80パーセントから 100パーセントま で	
民間における企業体, 団体等 の職員としての在職期間	直接関係があると認め られるもの	80パーセントから 100パーセントま で	
	その他のもの	50パーセントから 80パーセントまで	
学校又は学校に準じる教育 機関における在学期間		100パーセント	正規の在学期 間に限る。
青年海外協力隊又は日系社 会青年ボランティアとしての 活動期間		100パーセント	
その他の期間		25パーセント以 下	加算3年以 内。教育職員 は換算率を50 パーセント以 下とする。

別表第3（第4条関係）

修 学 年 数 調 整 表

学 歴 区 分	修学年数	基 準 学 歴 区 分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+1年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ資格区分表に定めるところによる。

2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減じる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減じる年数を示す。

3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減じる年数とする。

4 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について教育委員会が別段の定めをした教職員については、教育委員会が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第4（第4条関係）

1 教職員条例別表第1の給料表の適用を受ける教職員

職 種	学 歴 免 許 等	職務の級	号 給
教諭，養護教諭，栄養教諭及び講師（任用期限を付さない講師に限る。）	博 士 課 程 修 了	2	4 1
	修 士 課 程 修 了	2	2 7
	専 門 職 学 位 課 程 修 了		
	大 学 卒	2	1 7
	短 大 卒	2	7
助教諭，養護助教諭及び講師（期限を付さない講師を除く。）	大 学 卒	1	2 5
	短 大 卒	1	1 5
	高 校 卒	1	5

2 教職員条例別表第2の給料表の適用を受ける教職員

職 種	学 歴 免 許 等	職務の級	号 給
教諭，養護教諭，栄養教諭及び講師（任用期限を付さない講師に限る。）	博 士 課 程 修 了	2	2 9
	修 士 課 程 修 了	2	1 5
	専 門 職 学 位 課 程 修 了		
	大 学 卒	2	5
	短 大 卒	1	1 5
助教諭，養護助教諭，講師（期限を付さない講師を除く。）及び実習助手	大 学 卒	1	2 5
	短 大 卒	1	1 5
	高 校 卒	1	5

3 教職員条例別表第3の給料表の適用を受ける教職員

基 準 年 齢	学 歴 免 許 等	職務の級	号 給
2 2 歳	大 学 卒	1	3 1
2 0 歳	短 大 卒	1	2 3
1 8 歳	高 校 卒	1	1 5

別表第5（第7条関係）

年 齢 別 保 障 初 任 給 表

年 齢				職 務 の 級	号 給
以 上		未 満			
歳	月	歳	月		
18	0	18	5	1	7
18	5	18	9	1	8
18	9	19	2	1	9
19	2	19	6	1	10
19	6	19	11	1	11
19	11	20	3	1	12
20	3	20	8	1	13
20	8	21	0	1	14
21	0	21	5	1	15
21	5	21	9	1	16
21	9	22	2	1	17
22	2	22	6	1	18
22	6	22	11	1	19
22	11	23	4	1	20
23	4	23	9	1	21
23	9	24	5	1	22
24	5	24	11	1	23
24	11	25	4	1	24
25	4	25	9	1	25
25	9	26	5	1	26
26	5	26	11	1	27
26	11	27	4	1	28
27	4	27	9	1	29
27	9	28	5	1	30

28	5	28	11	1	31
28	11	29	4	1	32
29	4	29	9	1	33
29	9	30	5	1	34
30	5	30	11	1	35
30	11	31	4	1	36
31	4	31	9	1	37
31	9	32	5	1	38
32	5	32	11	1	39
32	11	33	4	1	40
33	4	33	9	1	41
33	9	34	5	1	42
34	5	34	11	1	43
34	11	35	4	1	44
35	4	35	9	1	45
35	9	36	5	1	46
36	5	36	11	1	47
36	11	37	4	1	48
37	4	37	9	1	49
37	9	38	5	1	50
38	5	38	11	1	51
38	11	39	4	1	52
39	4	39	9	1	53
39	9			1	54

別表第6（第14条関係）

昇格時号給対応表

1 教職員条例別表第1の給料表の適用を受ける教職員

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1

25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	38	10	38	1
47	39	11	39	1
48	40	12	40	1
49	41	13	41	1
50	41	14	42	1
51	42	15	43	1
52	42	16	44	1

53	43	17	45	1
54	43	18	46	1
55	44	19	47	1
56	44	20	48	1
57	45	21	49	1
58	45	22	50	2
59	46	23	51	3
60	46	24	52	4
61	47	25	53	5
62	47	26	54	6
63	48	27	55	7
64	48	28	56	8
65	49	29	57	9
66	49	30	58	10
67	50	31	59	11
68	50	32	60	12
69	51	33	61	13
70	51	34	62	14
71	52	35	63	15
72	52	36	64	16
73	53	37	65	17
74	54	38	66	18
75	55	39	67	19
76	56	40	68	20
77	57	41	69	20
78	57	42	70	20
79	58	43	71	20
80	58	44	72	20

81	59	45	73	21
82	59	46	73	21
83	60	47	74	21
84	60	48	74	21
85	61	49	75	21
86	61	50	75	22
87	61	51	76	22
88	62	52	76	22
89	62	53	77	22
90	62	54	78	22
91	63	55	79	23
92	63	56	80	23
93	63	57	80	23
94	64	58	80	23
95	64	59	80	23
96	64	60	81	23
97	65	61	81	24
98	65	62	81	24
99	65	63	81	24
100	65	64	82	24
101	65	65	82	25
102	66	66	82	25
103	66	67	82	26
104	66	68	83	26
105	66	69	83	27
106	66	70	83	
107	67	71	83	
108	67	72	84	

109	67	73	84	
110	67	74	84	
111	67	75	84	
112	68	76	84	
113	68	77	85	
114	68	77	85	
115	68	78	86	
116	68	78	86	
117	69	79	87	
118	69	79		
119	69	80		
120	70	80		
121	70	81		
122	70	82		
123	71	83		
124	71	84		
125	71	85		
126		86		
127		87		
128		88		
129		89		
130		89		
131		90		
132		90		
133		90		
134		90		
135		91		
136		91		

137		91		
138		91		
139		92		
140		92		
141		92		
142		92		
143		93		
144		93		
145		93		
146		93		
147		94		
148		94		
149		94		
150		94		
151		95		
152		95		
153		95		
154		96		
155		96		
156		96		
157		97		

2 教職員条例別表第2の給料表の適用を受ける教職員

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	2	1
27	7	3	3	1
28	8	4	4	1
29	9	5	5	1
30	10	6	6	1
31	11	7	7	1
32	12	8	8	1

33	13	9	9	1
34	14	10	10	1
35	15	11	11	1
36	16	12	12	1
37	17	13	13	1
38	18	14	14	1
39	19	15	15	1
40	20	16	16	1
41	21	17	17	1
42	22	18	18	2
43	23	19	19	3
44	24	20	20	4
45	25	21	21	5
46	26	22	22	6
47	27	23	23	7
48	28	24	24	8
49	29	25	25	9
50	29	26	26	10
51	30	27	27	11
52	30	28	28	12
53	31	29	29	13
54	31	30	30	14
55	32	31	31	15
56	32	32	32	16
57	33	33	33	17
58	33	34	34	18
59	34	35	35	19
60	34	36	36	20

61	35	37	37	21
62	35	38	38	22
63	36	39	39	23
64	36	40	40	24
65	37	41	41	25
66	37	42	42	25
67	38	43	43	26
68	38	44	44	26
69	39	45	45	27
70	39	46	46	27
71	40	47	47	28
72	40	48	48	28
73	41	49	49	29
74	42	50	50	29
75	43	51	51	30
76	44	52	52	30
77	45	53	53	31
78	45	54	54	31
79	46	55	55	32
80	46	56	56	32
81	47	57	57	33
82	47	58	58	33
83	48	59	59	33
84	48	60	60	34
85	49	61	61	34
86	49	62	61	34
87	50	63	62	35
88	50	64	62	35

89	51	65	63	35
90	51	66	63	
91	52	67	64	
92	52	68	64	
93	53	69	65	
94	53	70	66	
95	54	71	67	
96	54	72	68	
97	55	73	69	
98	55	74	69	
99	56	75	69	
100	56	76	70	
101	57	77	70	
102	57	78	70	
103	57	79	71	
104	58	80	71	
105	58	81	71	
106	58	81	72	
107	59	82	72	
108	59	82	72	
109	59	83	73	
110	60	83	73	
111	60	84	73	
112	60	84	74	
113	61	85	74	
114	61	85	74	
115	61	86	75	
116	61	86	75	

117	61	87	75	
118	62	87		
119	62	88		
120	62	88		
121	62	89		
122	62	89		
123	63	89		
124	63	89		
125	63	89		
126	63	90		
127	63	90		
128	64	90		
129	64	90		
130	64	90		
131	64	91		
132	64	91		
133	65	91		
134	65	91		
135	65	91		
136	65	92		
137	65	92		
138	65	92		
139	66	92		
140	66	92		
141	66	93		
142	66	93		
143	66	94		
144	66	94		

145	67	95		
146	67			
147	67			
148	67			
149	67			
150	67			
151	68			
152	68			
153	68			

3 教職員条例別表第3の給料表の適用を受ける教職員

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	2	1	6
15	1	3	1	7
16	1	4	1	8

17	1	5	1	9
18	1	6	1	10
19	1	7	1	11
20	1	8	1	12
21	1	9	1	13
22	1	10	2	14
23	1	11	3	15
24	1	12	4	16
25	1	13	5	17
26	1	14	6	18
27	1	15	7	19
28	1	16	8	20
29	1	17	9	21
30	2	18	10	22
31	3	19	11	23
32	4	20	12	24
33	5	21	13	25
34	6	22	14	26
35	7	23	15	27
36	8	24	16	28
37	9	25	17	29
38	10	26	18	30
39	11	27	19	31
40	12	28	20	32
41	13	29	21	33
42	14	30	22	34
43	15	31	23	35
44	16	32	24	36

45	17	33	25	37
46	18	34	26	38
47	19	35	27	39
48	20	36	28	40
49	21	37	29	41
50	22	38	30	42
51	23	39	31	43
52	24	40	32	44
53	25	41	33	45
54	26	42	34	45
55	27	43	35	46
56	28	44	36	46
57	29	45	37	47
58	30	46	37	47
59	31	47	38	48
60	32	48	38	48
61	33	49	39	49
62	34	50	39	49
63	35	51	40	50
64	36	52	40	50
65	37	53	41	51
66	38	54	41	51
67	39	55	42	52
68	40	56	42	52
69	41	57	43	53
70	42	57	43	53
71	43	58	44	53
72	44	58	44	54

73	45	59	45	54
74	46	59	45	54
75	47	60	46	55
76	48	60	46	55
77	49	61	47	55
78	50	62	47	56
79	51	63	48	56
80	52	64	48	56
81	53	65	49	57
82	54	65	49	57
83	55	65	50	57
84	56	66	50	58
85	57	66	51	58
86	58	66	51	58
87	59	67	52	59
88	60	67	52	59
89	61	67	53	59
90	62	68	53	60
91	63	68	54	60
92	64	68	54	60
93	65	69	55	61
94	65	69	55	61
95	66	70	56	62
96	66	70	56	62
97	67	71	57	63
98		71	58	63
99		72	59	64
100		72	60	64

101		73	61	65
102		73	61	65
103		74	62	66
104		74	62	66
105		75	63	67
106		75	63	67
107		76	64	68
108		76	64	68
109		77	65	69
110		77	66	70
111		78	67	71
112		78	68	72
113		79	69	73
114		79	70	74
115		80	71	75
116		80	72	76
117		81	73	77
118		81	73	
119		82	74	
120		82	74	
121		83	75	
122		83	75	
123		84	76	
124		84	76	
125		85	77	
126		85	78	
127		86	79	
128		86	80	

129		87	81	
130		87	81	
131		88	82	
132		88	82	
133		89	83	
134		89	83	
135		90	84	
136		90	84	
137		91	85	
138			85	
139			86	
140			86	
141			87	
142			87	
143			88	
144			88	
145			89	
146			90	
147			91	
148			92	
149			93	

別表第7（第22条関係）

1 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円
2 級	11,200円
特 2 級	11,400円
3 級	11,600円（第2条第2項に定める教職員にあつては、11,800円）
4 級	12,800円

2 高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	9,100円
2 級	11,400円
特 2 級	11,700円
3 級	12,000円（第2条第4項に定める教職員にあつては、12,200円）
4 級	13,200円

別表第8（第33条関係）

区分	支給対象職務
小学校	教務主任及び学年主任
中学校	教務主任，学年主任及び生徒指導主事
高等学校	教務主任，学年主任，生徒指導主事，進路指導主事及び企画推進主任（別に定めるものに限る。）
特別支援学校	教務主任，学年主任，生徒指導主事及び進路指導主事（高等部に置かれるものに限る。）

備考1 学年主任の職務にあつては同学年の児童又は生徒で編制する学級の数が3未満である学年に置かれる場合の職務を除く。

2 生徒指導主事の職務及び進路指導主事の職務にあつては、3学級未満の本校及び分校並びに課程に置かれる場合の職務を除く。

別表第9（第36条関係）

級別	区分	名 称	位 置
2級	小学校	京都市立大原小学校 尾見分校	京都市左京区大原大見町317番地の1
		京都市立宕陰小学校	京都市右京区嵯峨越畑南ノ町32番地の2
	中学校	京都市立大原中学校 尾見分校	京都市左京区大原大見町317番地の1
		京都市立宕陰中学校	京都市右京区嵯峨越畑南ノ町32番地の2
1級	小学校	京都市立大原小学校 百井分校	京都市左京区大原百井町105番地
		京都市立花背小学校	京都市左京区花脊大布施町797番地
	中学校	京都市立花背中学校	京都市左京区花脊大布施町797番地

別表第10（第36条関係）

区分	名 称	位 置
小学校	京都市立京北第三小学校	京都市右京区京北上弓削町弾正27番地

別表第11（第37条関係）

区分	名 称	位 置
小学校	京都市立中川小学校真弓分校	京都市北区真弓八幡町195番地
	京都市立京北第一小学校	京都市右京区京北周山町下寺田11番地
	京都市立京北第二小学校	京都市右京区京北塔町中筋浦8番地の1

別表第12（第46条及び第49条関係）

適用を受ける給料表	属する職務の級	区分	支 給 額	
			再任用教職員以外の 教職員	再任用教職員
教職員条例別表第1 の給料表	2 級	4種	円	円
			31,000	22,000
	3 級	4種	43,600	33,900
		3種	52,300	40,700
	4 級	3種	56,400	49,800
		2種	65,800	58,000
1種		75,200	66,300	
教職員条例別表第2 の給料表	2 級	4種	33,000	22,400
			特2級	4種
	3 級	4種	46,400	34,600
		3種	55,600	41,500
	4 級	3種	59,500	51,000
		2種	69,400	59,500
1種		79,400	68,000	
教職員条例別表第3 の給料表	5 級	4種	41,800	31,900

別表第13 (第54条関係)

教職員 の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	2	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	6	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	14	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	15	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	18	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	19	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400

21	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
22	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
23	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
25	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
26	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
27	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
29	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
30	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
31	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
33	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
34	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
35	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
38	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
39	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
40	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
41	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
42	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
43	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
44	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000

45	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
46	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
47	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
48	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
49	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000
50	3,300	3,800	5,700	6,300	
51	3,300	3,800	5,700	6,300	
52	3,300	3,800	5,700	6,300	
53	3,400	4,100	5,800	6,400	
54	3,400	4,100	5,800	6,400	
55	3,400	4,100	5,800	6,400	
56	3,400	4,100	5,800	6,400	
57	3,500	4,300	6,000	6,600	
58	3,500	4,300	6,000	6,600	
59	3,500	4,300	6,000	6,600	
60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61	3,600	4,500	6,100	6,800	
62	3,600	4,500	6,100	6,800	
63	3,600	4,500	6,100	6,800	
64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65	3,700	4,800	6,300	6,900	
66	3,700	4,800	6,300	6,900	
67	3,700	4,800	6,300	6,900	
68	3,700	4,800	6,300	6,900	

再任用教員以外の教職員	69	3,800	4,900	6,400	7,000
	70	3,800	4,900	6,400	7,000
	71	3,800	4,900	6,400	7,000
	72	3,800	4,900	6,400	7,000
	73	3,900	5,100	6,500	7,100
	74	3,900	5,100	6,500	7,100
	75	3,900	5,100	6,500	7,100
	76	3,900	5,100	6,500	7,100
	77	4,000	5,300	6,700	7,200
	78	4,000	5,300	6,700	7,200
	79	4,000	5,300	6,700	7,200
	80	4,000	5,300	6,700	7,200
	81	4,100	5,400	6,800	7,300
	82	4,100	5,400	6,800	7,300
	83	4,100	5,400	6,800	7,300
	84	4,100	5,400	6,800	7,300
	85	4,100	5,500	6,900	7,400
	86	4,100	5,500	6,900	7,400
	87	4,100	5,500	6,900	7,400
	88	4,100	5,500	6,900	7,400
	89	4,200	5,600	6,900	7,500
	90	4,200	5,600	6,900	7,500
	91	4,200	5,600	6,900	7,500
	92	4,200	5,600	6,900	7,500

93	4,300	5,800	7,000	7,500
94	4,300	5,800	7,000	7,500
95	4,300	5,800	7,000	7,500
96	4,300	5,800	7,000	7,500
97	4,400	5,900	7,200	7,600
98	4,400	5,900	7,200	7,600
99	4,400	5,900	7,200	7,600
100	4,400	5,900	7,200	7,600
101	4,400	6,100	7,200	7,700
102	4,400	6,100	7,200	7,700
103	4,400	6,100	7,200	7,700
104	4,400	6,100	7,200	7,700
105	4,500	6,200	7,200	7,700
106	4,500	6,200	7,200	
107	4,500	6,200	7,200	
108	4,500	6,200	7,200	
109	4,500	6,300	7,300	
110	4,500	6,300	7,300	
111	4,500	6,300	7,300	
112	4,500	6,300	7,300	
113	4,600	6,400	7,300	
114	4,600	6,400	7,300	
115	4,600	6,400	7,300	
116	4,600	6,400	7,300	

117	4,700	6,500	7,300
118	4,700	6,500	
119	4,700	6,500	
120	4,700	6,500	
121	4,700	6,600	
122	4,700	6,600	
123	4,700	6,600	
124	4,700	6,600	
125	4,800	6,700	
126		6,700	
127		6,700	
128		6,700	
129		6,800	
130		6,800	
131		6,800	
132		6,800	
133		6,900	
134		6,900	
135		6,900	
136		6,900	
137		6,900	
138		6,900	
139		6,900	
140		6,900	

	141		6,900			
	142		6,900			
	143		6,900			
	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
	150		7,100			
	151		7,100			
	152		7,100			
	153		7,200			
	154		7,200			
	155		7,200			
	156		7,200			
	157		7,300			
再任 用教 職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第14 (第54条関係)

教職員 の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400

21	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
22	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
23	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
25	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
26	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
27	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
29	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
30	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
31	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
33	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
34	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
35	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
38	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
39	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
40	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
41	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
42	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
43	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
44	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000

45	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
46	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
47	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
48	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
49	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
50	3,300	4,500	5,700	6,900	
51	3,300	4,500	5,700	6,900	
52	3,300	4,500	5,700	6,900	
53	3,400	4,800	5,800	7,000	
54	3,400	4,800	5,800	7,000	
55	3,400	4,800	5,800	7,000	
56	3,400	4,800	5,800	7,000	
57	3,500	4,900	6,000	7,100	
58	3,500	4,900	6,000	7,100	
59	3,500	4,900	6,000	7,100	
60	3,500	4,900	6,000	7,100	
61	3,600	5,100	6,100	7,200	
62	3,600	5,100	6,100	7,200	
63	3,600	5,100	6,100	7,200	
64	3,600	5,100	6,100	7,200	
65	3,700	5,300	6,300	7,300	
66	3,700	5,300	6,300	7,300	
67	3,700	5,300	6,300	7,300	
68	3,700	5,300	6,300	7,300	

再任 用教 職員 以外 の教 職員	69	3,800	5,400	6,400	7,400
	70	3,800	5,400	6,400	7,400
	71	3,800	5,400	6,400	7,400
	72	3,800	5,400	6,400	7,400
	73	3,900	5,500	6,500	7,500
	74	3,900	5,500	6,500	7,500
	75	3,900	5,500	6,500	7,500
	76	3,900	5,500	6,500	7,500
	77	4,000	5,600	6,700	7,500
	78	4,000	5,600	6,700	7,500
	79	4,000	5,600	6,700	7,500
	80	4,000	5,600	6,700	7,500
	81	4,100	5,800	6,800	7,600
	82	4,100	5,800	6,800	7,600
	83	4,100	5,800	6,800	7,600
	84	4,100	5,800	6,800	7,600
	85	4,100	5,900	6,900	7,700
	86	4,100	5,900	6,900	7,700
	87	4,100	5,900	6,900	7,700
	88	4,100	5,900	6,900	7,700
	89	4,200	6,100	6,900	7,700
	90	4,200	6,100	6,900	
	91	4,200	6,100	6,900	
	92	4,200	6,100	6,900	

93	4,300	6,200	7,000
94	4,300	6,200	7,000
95	4,300	6,200	7,000
96	4,300	6,200	7,000
97	4,400	6,300	7,200
98	4,400	6,300	7,200
99	4,400	6,300	7,200
100	4,400	6,300	7,200
101	4,400	6,400	7,200
102	4,400	6,400	7,200
103	4,400	6,400	7,200
104	4,400	6,400	7,200
105	4,500	6,500	7,200
106	4,500	6,500	7,200
107	4,500	6,500	7,200
108	4,500	6,500	7,200
109	4,500	6,600	7,300
110	4,500	6,600	7,300
111	4,500	6,600	7,300
112	4,500	6,600	7,300
113	4,600	6,700	7,300
114	4,600	6,700	7,300
115	4,600	6,700	7,300
116	4,600	6,700	7,300

117	4,700	6,800	7,300
118	4,700	6,800	
119	4,700	6,800	
120	4,700	6,800	
121	4,700	6,900	
122	4,700	6,900	
123	4,700	6,900	
124	4,700	6,900	
125	4,800	6,900	
126	4,800	6,900	
127	4,800	6,900	
128	4,800	6,900	
129	4,900	6,900	
130	4,900	6,900	
131	4,900	6,900	
132	4,900	6,900	
133	4,900	7,000	
134	4,900	7,000	
135	4,900	7,000	
136	4,900	7,000	
137	4,900	7,100	
138	4,900	7,100	
139	4,900	7,100	
140	4,900	7,100	

	141	5,000	7,200			
	142	5,000	7,200			
	143	5,000	7,200			
	144	5,000	7,200			
	145	5,100	7,300			
	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
再任 用教 職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第15 (第54条関係)

教職員 の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	1,200	1,200	2,300	3,600
	2	1,200	1,200	2,300	3,600
	3	1,200	1,200	2,300	3,600
	4	1,200	1,200	2,300	3,600
	5	1,200	1,300	2,400	3,600
	6	1,200	1,300	2,400	3,600
	7	1,200	1,300	2,400	3,600
	8	1,200	1,300	2,400	3,600
	9	1,200	1,400	2,500	3,700
	10	1,200	1,400	2,500	3,700
	11	1,200	1,400	2,500	3,700
	12	1,200	1,400	2,500	3,700
	13	1,300	1,400	2,700	3,700
	14	1,300	1,400	2,700	3,700
	15	1,300	1,400	2,700	3,700
	16	1,300	1,400	2,700	3,700
	17	1,300	1,500	2,800	3,800
	18	1,300	1,500	2,800	3,800
	19	1,300	1,500	2,800	3,800
	20	1,300	1,500	2,800	3,800

21	1,400	1,600	2,900	3,800
22	1,400	1,600	2,900	3,800
23	1,400	1,600	2,900	3,800
24	1,400	1,600	2,900	3,800
25	1,500	1,600	3,000	3,900
26	1,500	1,600	3,000	3,900
27	1,500	1,600	3,000	3,900
28	1,500	1,600	3,000	3,900
29	1,500	1,700	3,000	3,900
30	1,500	1,700	3,000	3,900
31	1,500	1,700	3,000	3,900
32	1,500	1,700	3,000	3,900
33	1,600	1,800	3,100	4,000
34	1,600	1,800	3,100	4,000
35	1,600	1,800	3,100	4,000
36	1,600	1,800	3,100	4,000
37	1,600	1,900	3,200	4,000
38	1,600	1,900	3,200	4,000
39	1,600	1,900	3,200	4,000
40	1,600	1,900	3,200	4,000
41	1,700	2,000	3,300	4,000
42	1,700	2,000	3,300	4,000
43	1,700	2,000	3,300	4,000
44	1,700	2,000	3,300	4,000

45	1,800	2,100	3,300	4,000
46	1,800	2,100	3,300	4,000
47	1,800	2,100	3,300	4,000
48	1,800	2,100	3,300	4,000
49	1,900	2,200	3,400	4,000
50	1,900	2,200	3,400	
51	1,900	2,200	3,400	
52	1,900	2,200	3,400	
53	1,900	2,300	3,500	
54	1,900	2,300	3,500	
55	1,900	2,300	3,500	
56	1,900	2,300	3,500	
57	2,000	2,400	3,600	
58	2,000	2,400	3,600	
59	2,000	2,400	3,600	
60	2,000	2,400	3,600	
61	2,000	2,500	3,700	
62	2,000	2,500	3,700	
63	2,000	2,500	3,700	
64	2,000	2,500	3,700	
65	2,100	2,700	3,700	
66	2,100	2,700	3,700	
67	2,100	2,700	3,700	
68	2,100	2,700	3,700	

再任 用教 職員 以外 の教 職員	69	2,100	2,800	3,800
	70	2,100	2,800	3,800
	71	2,100	2,800	3,800
	72	2,100	2,800	3,800
	73	2,200	2,900	3,800
	74	2,200	2,900	3,800
	75	2,200	2,900	3,800
	76	2,200	2,900	3,800
	77	2,200	3,000	3,900
	78	2,200	3,000	3,900
	79	2,200	3,000	3,900
	80	2,200	3,000	3,900
	81	2,300	3,000	3,900
	82	2,300	3,000	3,900
	83	2,300	3,000	3,900
	84	2,300	3,000	3,900
	85	2,300	3,100	4,000
	86	2,300	3,100	4,000
	87	2,300	3,100	4,000
	88	2,300	3,100	4,000
	89	2,400	3,200	4,000
	90	2,400	3,200	4,000
	91	2,400	3,200	4,000
	92	2,400	3,200	4,000

93	2,400	3,300	4,000
94	2,400	3,300	4,000
95	2,400	3,300	4,000
96	2,400	3,300	4,000
97	2,500	3,300	4,000
98	2,500	3,300	4,000
99	2,500	3,300	4,000
100	2,500	3,300	4,000
101	2,500	3,400	4,000
102	2,500	3,400	4,000
103	2,500	3,400	4,000
104	2,500	3,400	4,000
105	2,500	3,500	4,000
106	2,500	3,500	
107	2,500	3,500	
108	2,500	3,500	
109	2,600	3,500	
110	2,600	3,500	
111	2,600	3,500	
112	2,600	3,500	
113	2,600	3,600	
114	2,600	3,600	
115	2,600	3,600	
116	2,600	3,600	

117	2,600	3,700
118	2,600	3,700
119	2,600	3,700
120	2,600	3,700
121	2,600	3,700
122	2,600	3,700
123	2,600	3,700
124	2,600	3,700
125	2,700	3,800
126		3,800
127		3,800
128		3,800
129		3,800
130		3,800
131		3,800
132		3,800
133		3,900
134		3,900
135		3,900
136		3,900
137		3,900
138		3,900
139		3,900
140		3,900

	141		3,900		
	142		3,900		
	143		3,900		
	144		3,900		
	145		3,900		
	146		3,900		
	147		3,900		
	148		3,900		
	149		4,000		
	150		4,000		
	151		4,000		
	152		4,000		
	153		4,000		
	154		4,000		
	155		4,000		
	156		4,000		
	157		4,000		
再任 用教 職員		1,800	2,200	2,800	3,400

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)